

## 不動産システムバージョンアップ情報(Ver2024.1211.1200)

### 【共通機能】

1. 遺産分割協議書の不動産の出力形式を相続人単位と物件単位で出力する設定を追加しました。
2. 遺産分割協議書の不動産の出力順を選択可能にしました。
3. 登記情報提供サービスの稼働状況を表示する機能を追加しました。

### 【権利登記システム】

4. 国内連絡先を権利者・義務者両方に設定可能になりました。
5. 国内連絡先がない旨の上申書作成機能を追加しました。

### 【表示登記システム】

6. 区分建物区分登記を追加しました。
7. 調査報告書の 05 原本確認結果に文言の表示・非表示の設定追加と文言を変更しました。
8. 表示登記嘱託の登録免許税計算の初期値を非課税で計算するように変更しました。

### 【オプションシステム】

9. <マンション>専住のチェックが連動しない不具合を修正しました。
10. <図面>建物図面の図面枠を変更しない設定を追加しました。

1. 遺産分割協議書の設定及び出力順について

設定→添付書類設定→委任状・その他タブの順に選択します。

添付書類等設定

登記原因証明情報 委任状・その他書類 売渡証書印刷設定 贈与証書印刷設定 調査報告書 立会記録筆界確認等

委任状

原紙設定

委任者の表示設定

資格者全員を出力する ※  複合型の委任状作成時、委任項目に原因証明情報記載のとおりを追加

代理人(法人)設定

代理人の氏名を出力する ※の設定を優先

委任者の表示設定

委任者に押印欄を出力する  下線を灰色にする

委任者に捺印欄を出力する

押印欄・捺印欄を灰色にする

押印欄・捺印欄のサイズ(ピクセル) [ 50 ] (最大255)

個人出力 法人設定

出力形式 (権利者) 委任者 『住所1』 『住所2』 『持分』 『点線』

出力形式 (義務者) 委任者 『住所1』 『住所2』 『持分』 『点線』

法人・個人で出力形式を別々に設定する

使用可能キーワード: 『氏名』 『住所1』 『住所2』 『代表者資格』 『代表者氏名』 『生年月日』 『電話番号』 『持分』 『下線』 『点線』

事件番号、ページ番号を印刷する

物件の順番を印刷する  表示登記共通原紙使用

物件の所有者を出力する  物件の備考欄を出力する

全記  省略1  省略2

省略1の不動産の表示  タイプA  タイプB

本人確認情報Word出力設定

フォント

MS 明朝

サイズ タイトル [ 16 ] 全体 [ 11 ]

均等割付

当事者氏名 [ 8 ] ※この設定より文字数が多い場合には均等割付は適用されません。

事件番号、ページ番号を印刷する

物件の順番を印刷する

登記事項証明書・要約書(書面申請用)

専用紙に印刷  白紙に印刷

設定契約書

「不動産の表示」を出力する

所有者を転記しない

前登記、管轄外の物件を表示しない

遺産分割協議書

被相続人の本籍と登記情報の住所も出力する

相続財産の出力基準  相続人  物件

登記識別情報等通知メモを表示する

決定 閉じる

相続人 → 相続人ごとに不動産を出力します。

物件 → 物件ごとに相続人を出力します。

## 不動産システムバージョンアップ情報(Ver2024.1211.1200)

出力のチェックをした順に順番に数値が設定されます。

出力	順番	不動産の表示
<input checked="" type="checkbox"/>	1	新宿区東新宿一丁目1番1の土地
<input checked="" type="checkbox"/>	2	新宿区東新宿一丁目1番2の土地
<input checked="" type="checkbox"/>	3	墨田区錦糸四丁目1番地11番1の建物
<input type="checkbox"/>	4	八王子市大和田町七丁目17番2の土地
<input type="checkbox"/>	5	八王子市大和田町七丁目17番23の土地

### 7. 調査報告書の 05 原本確認結果の文言の出力設定

設定→添付書類設定→調査報告書タブの順に選択します。

出力しない場合は「原本確認結果は空欄で表示」にチェックしてください。

選択	資料等番号	資料等名
<input type="checkbox"/>		土地登記記録
<input type="checkbox"/>		土地閉鎖登記記録・閉鎖登記簿
<input type="checkbox"/>		建物登記記録
<input type="checkbox"/>		建物閉鎖登記記録・閉鎖登記簿
<input type="checkbox"/>		地図

区分建物区分登記の操作方法については、別紙『区分建物区分登記操作手順』を参照してください。